

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成30年11月28日

【発行者の名称】

株式会社ひかりホールディングス
(Hikari Holdings Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 倉地 猛

【本店の所在の場所】

岐阜県多治見市笠原町2841番地の1

【電話番号】

(0572)56-1212 (代表)

【事務連絡者氏名】

管理部部長 丹羽 直樹

【担当J-Adviserの名称】

フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ひかりホールディングス

<https://h-holdings.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 2【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		平成28年8月	平成29年8月	平成30年8月
売上高	(千円)	932,228	1,419,198	1,681,480
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	8,422	△24,826	△6,739
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	11,996	△7,555	△52,713
包括利益	(千円)	144,868	△7,335	△52,493
資本金	(千円)	20,000	20,000	40,000
発行済株式総数	(株)	2,607	2,607	279,900
純資産額	(千円)	166,196	158,640	134,727
総資産額	(千円)	794,709	876,638	878,400
1株当たり純資産額	(円)	674.28	643.00	503.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	58.69	△31.29	△211.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	20.5	17.7	15.0
自己資本利益率	(%)	11.4	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	49,166	△16,475	15,240
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	91,035	△3,327	5,119
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	93,960	27,176	△16,386
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	352,657	360,037	364,027
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	58 (16)	79 (17)	86 (9)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 第2期及び第3期の自己資本利益率について、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注4) 株価収益率について、第1期及び第2期は当社株式が非上場であるため、第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

(注5) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

(注6) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、年間の平均人員を()外数で記載

しております。

- (注7) 第2期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第3期の連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき監査法人コスモスの監査を受けております。
- (注8) 平成29年12月7日付で株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2【沿革】

昭和44年、当社（㈱ひかり HD）代表取締役社長倉地猛の実父である倉地暑久氏がタイルの卸売業を目的として創業した「倉地タイル商会」が当社グループの原点であります。

倉地タイル商会を株式会社化した㈱ひかり工芸が「タイル・石材加工販売事業」を拡大するとともに、平成18年に㈱ひかり工芸が㈱ノベルストーンジャパンを連結子会社化して「建材卸売事業」を開始しました。また、平成18年に㈱ひかり工芸の連結子会社として㈱ネットを設立して「電気通信工事業」を開始し、平成28年には㈱ネットの取引先㈱トライを子会社化して同事業を拡大させております。

平成27年9月、多角化し、業容を拡大した当社グループの経営管理及び付帯業務を行うことを目的に、純粋持株会社として当社を設立いたしました。

当社及び当社グループを構成する各社の沿革は以下の通りであります。

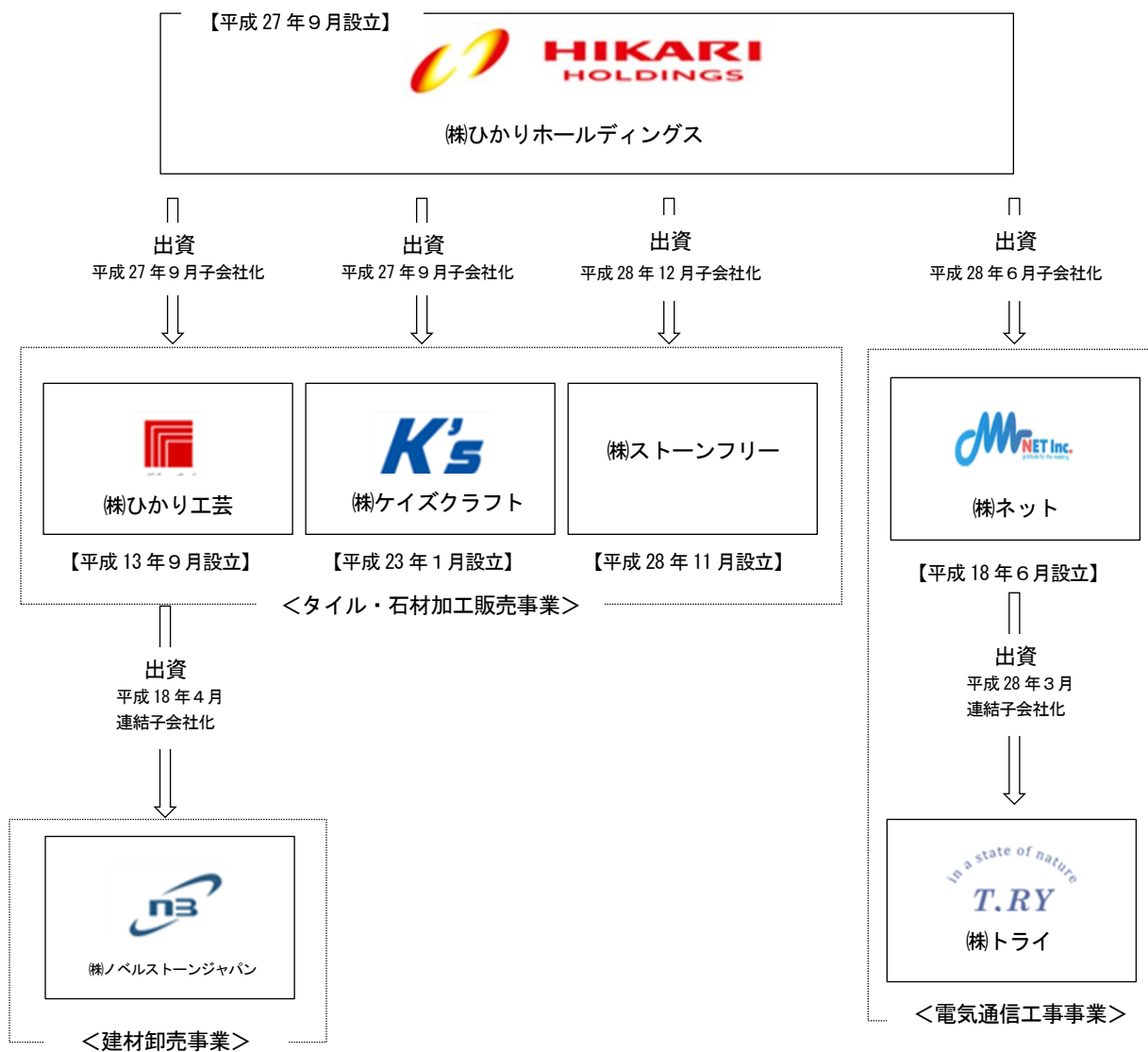
年月	事項
昭和44年4月	タイルの卸売業を目的として倉地タイル商会（個人事業）を岐阜県多治見市にて創業
昭和61年3月	倉地タイル商会がタイル・石材接着加工を開始し、第1工場を岐阜県多治見市に新設
平成13年9月	倉地タイル商会を株式会社に組織変更し、㈱ひかり工芸を設立（資本金10,000千円）
平成16年11月	倉地猛が㈱ひかり工芸の代表取締役に就任
平成18年4月	倉地猛が建材卸売事業を営む㈱ノベルストーンジャパン株式を㈱エンドレス・テック（北海道北斗市）より取得し連結子会社化
平成18年6月	倉地猛が電気通信工事業を目的として㈱ネットを岐阜県多治見市に設立
平成20年4月	㈱ノベルストーンジャパンが第三者割当増資を実施し、㈱ひかり工芸が引受
平成20年12月	㈱ノベルストーンジャパンが本社を岐阜県多治見市に移転
平成21年9月	㈱ひかり工芸が第2工場を岐阜県多治見市に新設、タイル紙貼りラインの稼働を開始
平成23年1月	関西圏の事業拡大に伴い㈱ケイズクラフト（タイル・石材加工業）を岐阜県多治見市に設立し、㈱ひかり工芸の連結子会社化
平成24年4月	㈱ノベルストーンジャパンの東京営業所を東京都調布市に開設
平成24年5月	㈱ひかり工芸が第3工場を岐阜県多治見市に新設し、大型タイル加工ラインの稼働を開始
平成27年3月	㈱ノベルストーンジャパンが生田倉庫を岐阜県多治見市に新設
平成27年9月	㈱ひかり工芸が㈱ノベルストーンジャパンの株式を追加取得し、完全子会社化
平成27年9月	株式移転により、㈱ひかり工芸及び㈱ケイズクラフトを完全子会社とする純粋持株会社㈱ひかりホールディングス（当社）を設立
平成28年3月	㈱ネットが㈱トライ（電気通信工事業）の株式を取得し（議決権比率100%）、当社の連結子会社化
平成28年6月	当社が㈱ネットの株式を取得し、完全子会社化
平成28年11月	㈱ストーンフリー（タイル・石材加工業）を岐阜県多治見市に設立し、当社の連結子会社化
平成28年12月	当社が㈱ストーンフリーの株式を取得し、完全子会社化
平成29年1月	㈱ノベルストーンジャパンが東京ショールームを東京都品川区五反田に新設し、東京営業所を同地へ移転
平成29年2月	㈱ネットが10,000千円に資本金を増資
平成29年12月	名古屋中小企業投資育成㈱に対して当社株式192株（株式分割後19,200株）を発行し、40,000千円に資本金を増資
平成30年1月	㈱ケイズクラフトが本社兼新工場を岐阜県多治見市に新設
平成30年5月	㈱東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
平成30年11月	㈱ネットが横浜営業所（横浜市神奈川区）及び福岡営業所（福岡県糟屋郡粕屋町）を開設

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ひかり HD）及び完全子会社4社（株式会社ひかり工芸、株式会社ケイズクラフト、株式会社ネット及び株式会社ストーンフリー）、株式会社ひかり工芸の子会社である株式会社ノベルストーンジャパン、及び株式会社ネットの子会社である株式会社トライにより構成されております。

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、純粋持株会社として当社グループ全社の経営戦略の立案・実行及び経営管理を行うとともに、グループ各社に対して営業・品質管理・経営管理・労務管理といった機能ごとの支援及び統括を行なっております。

＜当連結会計年度末現在のグループの状況＞



当社グループは、タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売を行う「タイル・石材加工販売事業」、エクステリア関連商材の輸入仕入販売等を行う「建材卸売事業」、電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理を行う「電気通信工事業」とグループ会社ごとに別の事業を行う多角化経営をグループ戦略としております。各事業はそれぞれが別の業界ではありますが、当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築しております。

なお、セグメントとの関連は次の通りであります。

セグメント	名称	事業内容と特徴
タイル・石材加工販売事業	(株)ひかり工芸 (岐阜県多治見市笠原町 2841 番地)	昭和 44 年創業。タイル・石材加工販売事業における中核企業。岐阜県多治見市の 3 ヲ所の工場においてタイル・石材を加工し販売しております。主要製品である内装用の大型タイル（床タイル）の加工及び販売を行なっております。主に中部圏から関東圏に所在する建材問屋、建材メーカー等に販売しております。 ・第 1 工場 岐阜県多治見市笠原町 2841 番地 ・第 2 工場 岐阜県多治見市笠原町字地蔵下 4282 番地 ・第 3 工場 岐阜県多治見市笠原町字向島 2435 番地
	(株)ケイズクラフト (岐阜県多治見市笠原町 3910 番地)	岐阜県多治見市においてタイル・石材を加工し、販売しております。主に外装に使用される小型タイル（壁タイル）の加工販売を行なっております。関西圏に所在する建材問屋、建材メーカー、建材商社等に販売しております。 ・第 1 工場 岐阜県多治見市笠原町 3910 番地
	(株)ストーンフリー (岐阜県多治見市笠原町 2435 番地)	(株)ひかり工芸からの委託により、タイル・石材をユニット化する作業を請け負っております。特に、色・形・使用場所などお客様が求めるイメージに合わせたデザイン加工を得意としております。なお、同社はグループ会社以外の委託は受けておりません。
建材卸売事業	(株)ノベルストーンジャパン (岐阜県多治見市笠原町 2435 番地)	世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな商品を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。元々は中国、韓国からの輸入が中心でしたが、最近ではポルトガル、スペイン、イタリア、トルコなど世界中から輸入を行なっており、建材問屋、建材メーカー等に販売しております。平成 29 年 1 月、東京デザインセンター（東京都品川区）内にライティングと商品の相性等が確認できる構造のショールーム（屋号『Creative Laboratory』）を開設し、タイルやブリックなどの建材をより身近に「見る楽しさ」「選ぶ楽しさ」「触れる楽しさ」を体験して頂けるスペースを提供しております。 ・生田倉庫 岐阜県多治見市生田町 4 丁目 ・Creative Laboratory 東京都品川区五反田 5 丁目
電気通信工事業	(株)ネット (愛知県春日井市高蔵寺町 2-103)	移動体通信に係るシステムの保守及びメンテナンスを主たる目的として平成 18 年 6 月に設立しました。設立当初は、(株)トライの下請けとして受注を受け、技術者を派遣しておりました。現在も電気ケーブル工事、保守、LAN ケーブルの構築、モバイルネットワークや Wi-Fi システムなど、多様化する多機能端末の普及に伴い、工事から保守まで一貫したサービスを提供し、大手通信キャリアから直接工事を受託しサービスを提供しております。
	(株)トライ (愛知県春日井市南下原町 4 丁目)	電気通信工事を主として平成 3 年 1 月に設立し、情報通信設備工事、システム設計・施工・保守・点検などを行なっております。平成 28 年 3 月に(株)ネットが株式を取得し連結子会社化しました。現在、本社がある愛知県を中心に、広島県にも営業所を設け、中部圏だけではなく、岡山・広島エリアも商圏として活動しております。また、IT ベンダーや無線機メーカーなどから一次請けとして工事を受託しサービスを提供しております。

＜タイル・石材加工販売事業＞（㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱ストーンフリー）

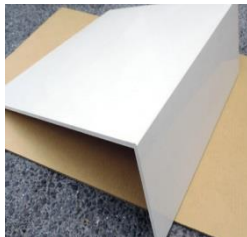
㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱ストーンフリーが所在する岐阜県多治見市笠原町は日本屈指のタイル生産地であり、厳しい競争環境の中で技術力を磨いてきました。

タイルとは、表面に釉薬を施し、摂氏 1,200 度の窯で焼くセラミック材であり、外装材として半永久的に色褪せせず、美しい外観を長持ちさせることができ、また床材としても硬度が高く、重歩行でも摩耗しにくい素材です。さらに、最近ではデザイン性が向上し、様々な商業施設や一般住宅などで幅広く使用されており、建物の価値を向上させる素材としての評価も高まりつつあります。

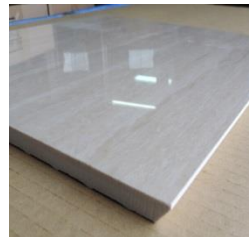
石材とは、建築用の材料として利用される天然の岩石です。色、模様、質感、耐久性など用途に応じた岩石が用いられ、一般的に内装向けは大理石、外装向けは御影石を加工して使用します。



【3D 貼りあげ加工】



【大判鈍角曲り加工】



【大判トメ加工仕上げ】



かまち
【 框 】

（1）㈱ひかり工芸

タイル・石材の用途には、主に『床タイル』と『壁タイル』があります。

タイル・石材加工販売事業（以下「当事業」）における㈱ひかり工芸の位置付けは、主に『床タイル』の加工及び販売です。『床タイル』には大判タイルを使用することが多く、主に内装に使われます。近年、建築意匠においてより多様なデザインを求められた結果、大判サイズの取扱いニーズが高まってきております。これまでの実績としても、100 角タイル、300 角タイル、600 角タイルのユニット貼りから、300×600、3,000×1,500 のパターン貼りなど



【大判カット機】



【カット加工】

ります。これらの市場ニーズに応えるため、3,000 mm までの大判カット加工、床タイルのミリ単位での寸法精度のカット加工、パターン張りに対応する加工、100 角 45 角等小さいサイズの紙貼り・ユニット貼りなどの機械設備を導入し、あらゆるニーズに迅速に応える体制を整えております。

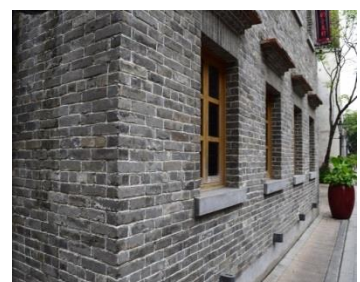


【建築用石材加工（内装）】

これらの市場ニーズに応えるため、3,000 mm までの大判カット加工、床タイルのミリ単位での寸法精度のカット加工、パターン張りに対応する加工、100 角 45 角等小さいサイズの紙貼り・ユニット貼りなどの機械設備を導入し、あらゆるニーズに迅速に応える体制を整えております。

（2）㈱ケイズクラフト

当事業における㈱ケイズクラフトの位置付けは、主に『壁タイル』の加工及び販売であります。『壁タイル』には小判タイルを使用することが多く、主に外装に使われます。『壁タイル』は、従来品の 45 二丁タイルから 4 丁タイル、ボーダータイルの 90 度曲り、マグサ、鈍角曲りなどはもちろんのこと、石材ピースのカット溝入れ、紙貼り、ネット貼り、石面・山形タイルの曲り、トメ加工に加え、最新の技術として、コバ面の焼付塗装加工があります。今までタイルの分野では、表面に釉薬のかかったタイルの場合、コバ面と同色ではないために目線に入る場所での施釉タイルの壁施工は敬遠されがちでしたが、コバ焼付塗装技術により様々なデザインタイルの壁使用の可能性が広がってきております。



【建築用石材加工（外装）】

(3) ㈱ストーンフリー

当事業における㈱ストーンフリーの位置付けは、㈱ひかり工芸からの受託により、主に小判タイル『壁タイル』・石材をユニット化する作業を請け負うこととなります。なお、タイル加工技術は接着焼物加工（複数のタイルを平物素材から削って接着）と一端成型焼物加工（プレス）に大別されます。



【トメ加工機】



【乾燥焼付機】

当社グループはより用途の広い接着焼物加工を主流としており、原価低減、加工時間圧縮が可能となるため、「安く、早く納品する」ことを可能としています。また、接着焼物加工は様々な角度・形状に加工できるという特性を持ちながら、一端成型焼物加工に劣らない品質と強度を実現しております。



【小判タイルイメージ図】

<建材卸売事業> (㈱ノベルストーンジャパン)

㈱ノベルストーンジャパンは、ブリック&ストーン（レンガ）・タイル・モザイク等の輸入建材の販売・輸入代行・倉庫管理を行っております。

タイルは外装材・内装材として付加価値が高い素材ですが、広く一般に普及するにはコスト面が課題と考えております。そこで、㈱ノベルストーンジャパンでは世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな物を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。また、タイル商社やタイルメーカーからの物流管理業務の請負により、輸入商材の保管、加工、出荷料収入を安定的に得ることができ、受注から加工・出荷までのリードタイムの短縮化も実現しております。

平成 29 年には東京都品川区にショールームをオープンし、タイルを始め、照明、クロス、カーテン、床材などを一緒に見て選んでいただけるスペースを提供しております。

Creative Laboratory



<電気通信工事業> (株ネット、株トライ)

当社グループにおける電気通信工事業は、(株ネット、株トライ (以下「両社」) が担っており、主に以下の事業を行なっております。

- ・ 情報通信設備に係るシステム設計・施工・保守・点検、ネットワーク設計・施工
- ・ 伝送装置調整・設置 (光伝送)
- ・ 各移動体通信事業者向け無線機器調整・保守・走行試験・解析業務
- ・ 各種工事 (電気設備工事、消防無線設備工事)

上記の事業は3つの業務形態で提供しております。

①設備工事請負業務：

情報通信設備の設計・施工を請け負います。両社は設立以降、約 100 件の設計・施工請負実績を有しております。また、鉄塔の光工事化として地線部の光ファイバを敷設する光通信網の構築工事も行なっております。

②人材派遣業務：

専門技能を有する自社の技術者をクライアントに派遣し、工事のサポートや構内請負を行います。当連結会計年度末現在、大手通信事業者を始めとするクライアント各社に 40 人以上の自社技術者を派遣しております。クライアントの情報通信工事の中核を担うことで営業力・技術力を蓄積しております。

③フィールドサポート業務：

全国各地の情報通信設備の保守業務を請け負っており、年間約 1,500 件の設備の保守・点検を行なっております。今後、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fi、さらに 5G などのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備・拡充が進むことで、移動体通信設備は更なる成長分野と見込んで両社でも取り組んでおります。



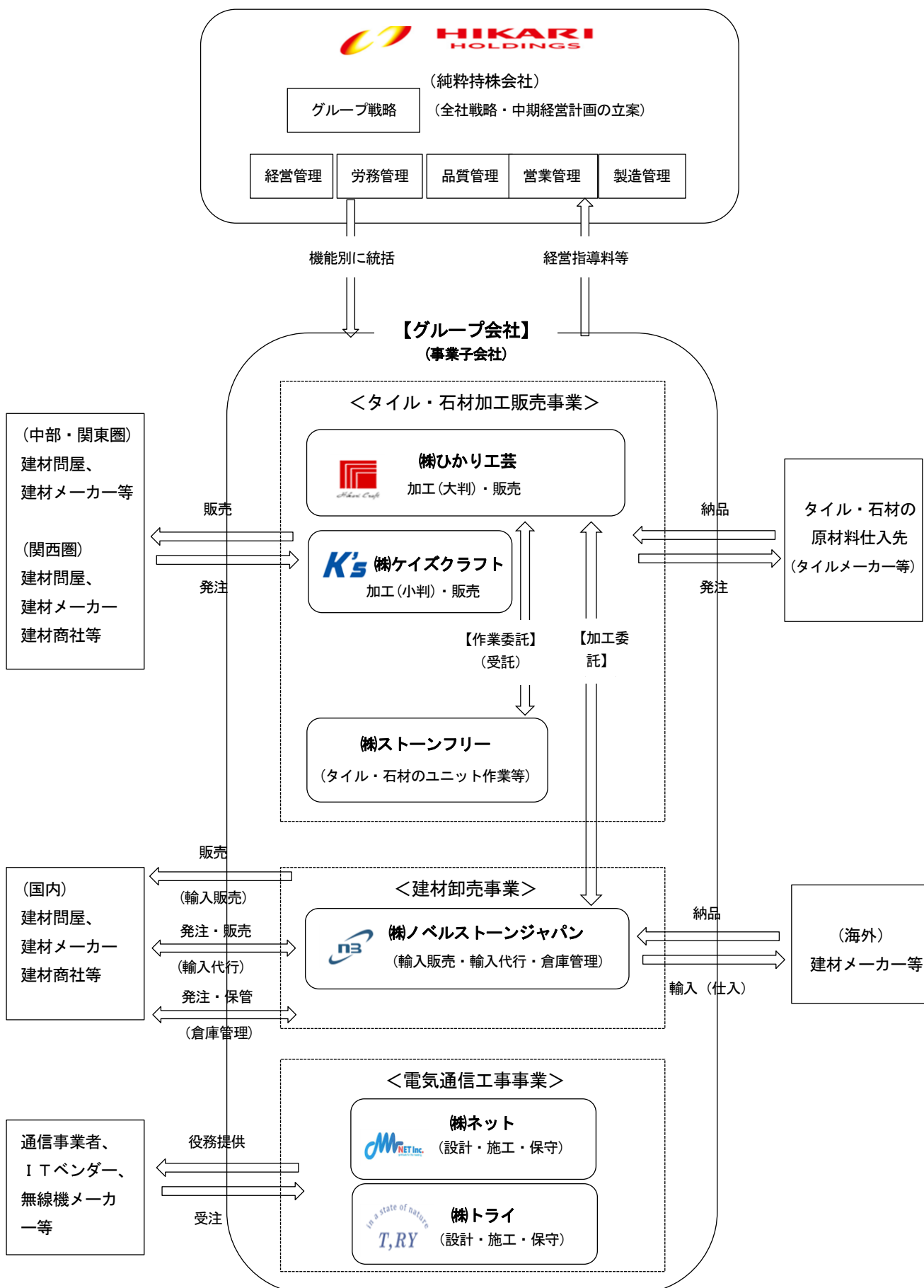
【情報通信設備工事】



【システム設備工事】

(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

平成 30 年 8 月 31 日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) ㈱ひかり工芸 (注4、注5)	岐阜県 多治見市	9,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ケイズクラフト (注4)	岐阜県 多治見市	3,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ストーンフリー	岐阜県 多治見市	200	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ノベルストーンジャパン (注4、注5)	岐阜県 多治見市	20,000	建材卸売事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導
㈱ネット (注4、注5)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱トライ (注4、注5)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導

(注1) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

(注2) 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合であります。

(注3) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

(注4) ㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱ノベルストーンジャパン、㈱ネット及び㈱トライは特定子会社に該当していません。

(注5) ㈱ひかり工芸、㈱ノベルストーンジャパン、㈱ネット及び㈱トライは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。各社の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの主要な損益情報等は下記の通りです。

会社名		㈱ひかり工芸	㈱ノベルストーンジャパン	㈱ネット	㈱トライ
(1) 売上高	(千円)	451,397	375,679	268,931	572,564
(2) 経常利益又は経常損失(△)	(千円)	30,882	△39,189	35,034	4,391
(3) 当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△14,651	△59,011	34,063	20,893
(4) 純資産額	(千円)	33,144	△100,540	58,167	291,630
(5) 総資産額	(千円)	312,261	126,902	274,570	415,942

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
タイル・石材加工販売事業	14 (4)
建材卸売事業	8 (3)
電気通信工事事業	59 (—)
その他	5 (2)
合計	86 (9)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員のみ）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
5 (2)	45.5	1.8	3,790

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員のみ）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(注3) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事業」というそれぞれ業界が異なる事業を行う多角化経営を志向しております。当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築・強化してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

「3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に後述の通り、タイル・石材加工販売事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界は底堅く推移しており、住宅業界においても住宅着工戸数は堅調に推移しております。また、電気通信工事業の主要市場である情報通信関連においては、通信ネットワーク環境の整備需要の拡大が見込まれております。

上記の経営方針及び経営環境を踏まえた上で、当社グループの強みを伸ばし、また弱みを補うために最も重要な課題は人材の確保と育成であり、それを支えるのが内部管理体制の強化や事業資金の確保、M&A等の施策であると考えております。

<全社共通>

①連結子会社の業績管理について

当社グループの連結業績は、連結子会社の個別業績によって構成されるため、各連結子会社の業績管理は持株会社にとって最も重要な役割であると認識しております。当社（㈱ひかり HD）の取締役は、各連結子会社の代表取締役あるいは業務責任を有する取締役で構成されております。そのため、当社取締役会では、各連結子会社の責任者が月次の業績を報告することで、当社が策定した事業計画と差異が生じていないか等、計画と実績の管理を行い、業績に重要な差異が生じる可能性がある場合には速やかに対策を講じることで、当社グループの業績向上を目指しております。

②経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社（㈱ひかり HD）は、各連結子会社に対してより高い成長性を確保する観点から、「売上高」の増収を最重視しております。また、収益性向上のため「営業利益率」、生産性向上のため「人件費率」、財務健全性向上のため「純資産比率」及び「負債比率」を重要な指標として位置付け、バランスの取れた企業価値の継続的拡大を目指しております。なお、設備投資につきましては、グループ全体の「D.C.R（有利子負債／金融資産＋有形固定資産）×100」、「EBITDA 比率（有利子負債／EBITDA（営業利益＋受取利息・配当金＋減価償却実施額）」等を併せて検討しております。

③経営管理業務能力の向上について

当社（㈱ひかり HD）は、連結子会社の経営管理業務を各連結子会社から受託し、当社グループのバックオフィスとしての機能を担っていることから、当社の経営管理業務の能力は、当社グループ全体の業務効率に影響を及ぼします。当社グループ全体の業務効率の維持・向上の実現のため、当社は、経営管理業務能力の更なる向上に努めております。

④M&A等について

当社（㈱ひかり HD）は、当社グループの強化・拡充を目的として今後も積極的に業務提携、合併及び買収等（以下、「M&A等」）を行い、グループ企業を増やしていく方針です。傘下企業が増加していく過程において、様々な業態の企業が増えていくことも予想され、的確な分類などポートフォリオの調整も重要性を増してまいります。そのため、これらに対応するための関連スキルの向上及び対応する人員体制の強化を課題としており、今

後、企業規模の拡大を図る中で、適時人員体制の強化を実施してまいります。

<タイル・石材加工販売事業> (株ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ストーンフリー)

⑤人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業において、工場勤務者の人材不足を解消するため、中国・ベトナム・タイ・フィリピンなどの外国人の技能実習生を雇用しておりますが、工程（ライン）管理が出来る人材や、顧客ニーズに合わせた企画提案が出来る営業人材は引き続き不足しております。当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

⑥設備金額の増加と財務体質の強化について

当事業では、(株)ケイズクラフトが平成30年1月より工場を併設した新本社へ移転するなど、事業拡大に伴い設備投資を行っております。設備投資資金につきましては、現在、金融機関からの借入金による資金調達が主となっております。今後は、収益力の強化、建物・工場設備のリース等の採用によりバランスシートの更なる改善を図ってまいります。

<建材卸売事業> (株)ノベルストーンジャパン)

⑦人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業で取り扱う製品の大半は海外からの輸入商材であります。当事業の強みは、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入することでより良い商品を安く提供できることにあります。したがって、外国企業との商談は必須であり、そのための語学力やグローバルなビジネススキルを身に付けることは不可欠であると考えております。当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

⑧商品（在庫）管理について

当事業では、ブリック&ストーン（レンガ）・タイル・モザイク等の輸入建材をたな卸資産として保有しておりますが、取り扱っている商品の種類（品目）が多く、平均して60種類300品目の在庫を常時保有しております。当事業では、基準在庫数による管理を行うなど、お客様のニーズに応じた在庫管理を実施しておりますが、収益性の低下等に伴い、たな卸資産の資産価値が低下する可能性もあることから、定期的に、回転数が落ちている商品については入れ替えを行うなど、商品（在庫）管理の向上に取り組んでおります。

<電気通信工事事業> (株)ネット、(株)トライ)

⑨人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業では主に情報通信設備の設計・施工を行っております。そのため、現場の技術者は電気通信主任技術者、電気工事士などの国家資格を有しております。基地局の設置には大きく分けて、置局・設計・施工の流れがあり、置局については、クライアントが確保したい通信エリア内の土地やビルを調査し、地主と交渉し、基地局の設置場所を決定します。競合他社との競争力の向上にあたっては、この置局確保による地主交渉力も身に付けることは不可欠であると考えております。当社グループの経営理念に共感する人材採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

⑩特定取引先に対する依存度が高いことについて

当事業は、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合に備え、ITベンダーからの受注など顧客の裾野を広げる取り組みを行っております。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

<全社共通>

(1) M&A 等について

当社グループは、顧客ニーズに則したサービスの提供を行なうため、新規に事業を立ち上げることも検討しておりますが、新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するための手段として、当社グループ以外の会社との業務提携、M&A 等を企画・実施することもあります。M&A 等の実施にあたっては、事前に相乗効果の有無を見極めてから実施を決定し、相乗効果を最大にするよう経営努力を行います。しかし、M&A 等実施後に、対象会社との経営方針のすり合わせや業務部門における各種システムおよび制度の統合等に当初想定以上の負担がかかることにより、予想どおりの相乗効果が得られない可能性があります。また、M&A 等にかかる費用等が、一時的に当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性もあります。

(2) 人材の確保・育成について

当社グループでは、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、事業発展のために必要なマネジメント力、コンプライアンスに精通した人材等の確保及び定着を目的として、取締役及び監査役並びに従業員に対して新株予約権を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は 221,900 株であり、潜在株式を含む普通株式（自己株式 19,200 株を除く）の発行済株式総数 482,600 株に対し、46.0%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行される新株は、将来、当社グループの株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらし、当社グループ株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、当連結会計年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(5) 有利子負債への依存について

当社グループが多角化を進める中で、新規事業には多額の投資が必要であり、当社グループは、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は 58.0%、支払利息は 10,551 千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である倉地猛は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、最終消費者からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<タイル・石材加工販売事業> (㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱ストーンフリー)

(8) 景気動向の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 原材料等の価格変動について

当社グループの㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱ストーンフリーが行っておりますタイル・石材加工販売事業の製造過程において使用されるエネルギーや、タイル・石材の原材料となる顔料（釉薬など）や原料（セラミック材など）などの価格変動について、急激に高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 外国人技能実習生の雇用について

当社グループの㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱ストーンフリーの従業員のうち、約 50%（当連結会計年度末現在）が外国人の技能実習生となっております。技能実習生の労働に関しては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」に基づき、各技能実習生と「技能実習のための雇用契約書」を締結するなど法令の遵守に努めておりますが、今後、法令や規制内容の変更が発生した場合には、一時的に人材不足となり、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<建材卸売事業> (㈱ノベルストーンジャパン)

(11) 在庫リスクについて

当社グループの㈱ノベルストーンジャパンが行っております建材卸売事業では、お客様のニーズに合わせるため、多品種（色数×形状）の製品を輸入し販売しております（現在の取扱商品の数は約 1,200 種類）。そのため、品目ごとに標準在庫を設定しておりますが、販売予測と実際の乖離が生じ滞留在庫が多量に発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 為替相場について

当社グループの㈱ノベルストーンジャパンでは、海外（アジア圏5国、EU圏5国、計10国）から製品（タイルなど）を輸入しております。取引に際しては、全て外貨建取引を行っておりますが、為替の状況によっては、仕入価格・販売価格に影響があり、また、これらの価格変動に起因して販売数量等が変動することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<電気通信工事事業> (株ネット、株トライ)

(13) 特定取引先に対する依存度が高いことについて

当社グループの株ネット、株トライは情報通信ネットワークの構築・施工を主な事業としていることから、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(14) 重要な情報の管理について

当社グループの株ネット、株トライは事業運営上、顧客等が保有する技術データ・顧客データ等の重要な情報を取り扱っております。そのため、情報マネジメントシステムを構築・運用するとともに、情報セキュリティ責任者の配置や社内に委員会を設置する等情報管理に対する重要性を十分認識した体制作りに取り組んでおりますが、不測の事態により重要な情報が流出した場合、顧客からの信頼を低下させるほか、損賠賠償義務の発生等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(15) 重大な人身・設備事故等の発生について

当社グループの株ネット、株トライは、建設工事現場における人身・設備事故を未然に防ぐため、「安全・品質の確保」に対する取り組みには万全を期すと共に、管理を強化することで、事故の発生防止に努めております。しかしながら、不測の事態により重大な人身・設備事故が発生させた場合、顧客からの信頼を低下させるほか、損賠賠償義務の発生や受注機会の減少等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(16) J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、平成 27 年 2 月 1 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に

において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に

通知しなければならない。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は670,151千円で、前連結会計年度末に比べ31,715千円増加しております。完成工事未収入金の増加31,912千円、繰延税金資産の増加14,333千円、1年内回収予定の役員又は従業員に対する長期貸付金の減少16,180千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は208,248千円で、前連結会計年度末に比べ29,953千円減少しております。建物及び構築物（純額）の減少12,969千円、機械装置及び運搬具（純額）の減少10,116千円、土地の減少7,020千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は368,619千円で、前連結会計年度末に比べ53,736千円増加しております。未払金の増加43,621千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は375,053千円で、前連結会計年度末に比べ28,061千円減少しております。長期借入金の減少17,229千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は134,727千円で、前連結会計年度末に比べ23,913千円減少しております。親会社株主に帰属する当期純損失52,713千円の計上による利益剰余金の減少、新株の発行による資本金の増加20,000千円及び資本剰余金の増加8,800千円がその変動要因であります。

(売上高)

当連結会計年度における売上高は1,681,480千円（前年同期比18.5%増）となりました。タイル・石材加工販売事業において定番品を中心に地元取引先メーカーからの受注が安定的・継続的に推移したこと、建材卸売事業において東京ショールームを開設するなど積極的な販売促進を行ったこと、電気通信工事業において情報通信設備需要が堅調に推移したこと等により連結売上高は前年同期比で増収となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は458,341千円（前年同期比19.8%増）となりました。製造工程における人員配置の見直しによる人件費率の低減、物流効率化に伴う運送費及び保管費率の低減等により、売上原価率及び売上高販管費率が低減しております。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、446,271千円（前年同期比7.4%増）となりました。売上高販管費率が改善した主な要因は、物流効率化に伴う運送費及び保管費の低減等であります。

(営業利益)

売上総利益率の改善、売上高販管費率の低減等による影響から、当連結会計年度における営業利益は12,069千円（前年同期は営業損失32,925千円）となりました。

(経常利益)

上場関連費用15,918千円の計上等による影響から、当連結会計年度における経常損失は6,739千円（前年同期は経常損失24,826千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

税金等調整前当期純損失は52,736千円（前年同期は税金等調整前当期純利益13,861千円）となり、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は52,713千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失7,555千円）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 364,027 千円（前連結会計年度末比 3,989 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は 15,240 千円（前年同期は 16,475 千円の使用）となりました。主な増加要因は未払金の増加額 44,872 千円等、主な減少要因は売上債権の増加額 23,647 千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は 5,119 千円（前年同期は 3,327 千円の使用）となりました。主な増加要因は役員又は従業員に対する長期貸付金の回収による収入 36,310 千円、保険積立金の解約による収入 32,954 千円等、主な減少要因は有形固定資産の取得による支出 28,898 千円、役員又は従業員に対する長期貸付けによる支出 20,000 千円、保険積立金の積立による支出 10,326 千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 16,386 千円（前年同期は 27,176 千円の獲得）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入 207,000 千円、新株の発行による収入 28,800 千円、短期借入れによる収入 20,000 千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出 217,869 千円、短期借入金の返済による支出 37,012 千円等であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

(生産実績)

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	347,166	104.1
電気通信工事業 (千円)	657,267	126.6
合計	1,004,433	117.8

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 建材卸売事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(受注実績)

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当連結会計年度 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)	前年 同期比 (%)	当連結会計年度 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)	前年 同期比 (%)
建材卸売事業 (千円)	329,341	114.8	18,983	77.3
合計	329,341	114.8	18,983	77.3

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) タイル・石材加工販売事業及び電気通信工事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(販売実績)

当連結会計年度の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	505,063	109.3
建材卸売事業 (千円)	334,920	124.3
電気通信工事業 (千円)	841,496	122.4
合計	1,681,480	118.5

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年 9 月 1 日 至 平成29年 8 月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年 9 月 1 日 至 平成30年 8 月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)シーテック	322,516	22.7	329,108	19.6
(株)アベルコ	191,569	13.5	189,062	11.2

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度（平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日）におけるわが国経済は、企業収益が持続的に改善し、雇用、所得、設備投資も緩やかな回復基調にあります。一方で、国内外の政治・経済動向の不確実性や地政学的リスクの拡大、金融資本市場の変動による影響など懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

当社グループにつきましては、タイル・石材加工販売事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界において、政府建設投資・民間建設投資ともに底堅く推移しておりますが、労働者不足やコスト上昇等の要因もあり、依然として不透明な経済環境が続いております。当連結会計年度における住宅着工戸数は全国計で前年同期比 3.2%減少の 942,199 戸となりましたが、中部圏計では同 3.1%増加の 111,704 戸となりました（国土交通省総合政策局「建築着工統計調査報告」より）。

電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fi などのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が進んでおります。

このような市場環境・経営環境の中で、当連結会計年度の売上高は 1,681,480 千円（前年同期比 18.5%増加）、営業利益は 12,069 千円（前年同期は営業損失 32,925 千円）、経常損失は 6,739 千円（前年同期は経常損失 24,826 千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は 52,713 千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失 7,555 千円）となりました。タイル・石材加工販売事業において定番品を中心に地元取引先メーカーからの受注が安定的・継続的に推移したこと、建材卸売事業において東京ショールームを開設するなど積極的な販売促進を行ったこと、電気通信工事事業において情報通信設備需要が堅調に推移したこと等により連結売上高は前年同期比で増収となりました。また、製造工程における人員配置の見直しによる人件費率の低減、物流効率化に伴う運送費及び保管費率の低減等により、売上原価率及び売上高販管費率が低減し、売上総損益、営業損益及び経常損益は改善しております。一方で、上場関連費用、役員退職慰労金、災害損失及び固定資産の減損損失等の臨時的な費用・損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損益は損失額が増加しております。

[セグメント別の業績の概要]

[1] タイル・石材加工販売事業

住宅建設需要の堅調な推移に伴い、タイル・石材加工販売事業の売上高は前年同期比 9.3%増の 505,063 千円となりました。

[2] 建材卸売事業

住宅部材需要の堅調な推移、東京ショールーム開設等により、建材卸売事業の売上高は前年同期比 24.3%増の 334,920 千円となりました

[3] 電気通信工事事業

電気通信設備需要の堅調な推移、積極的な販売拡大施策等により、電気通信工事事業の売上高は前年同期比 22.4%増の 841,496 千円となりました

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金、社債及びリース債務を含む有利子負債の残高は522,454千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は364,027千円となっております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、平成30年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月1日付で株式会社セラミックワンの発行済株式100.0%を取得する旨、同社と株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は「第6 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループは 33,772 千円の設備投資を行っております。主な内訳（建設仮勘定からの振替額を含む）は、建物及び構築物 15,859 千円であります。

セグメント別では、タイル・石材加工販売事業で 21,275 千円、建材卸売事業で 1,490 千円、電機通信工事事業で 10,575 千円の設備投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。なお金額には消費税等は含まれておりません。

(1) 提出会社

平成30年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）		従業員数 (人)
			工具、器具 及び備品	合計	
本社 (岐阜県多治見市)	その他	本社機能	197	197	5 (2)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員を () 外数で記載しています。

(2) 国内子会社

平成30年8月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (人)
			建物及 び構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	リース 資産	土地 (面積㎡)	建設 仮勘定	合計	
(株)ひかり工芸 (岐阜県多治見市)	タイル・ 石材加工 販売事業	本社機 能、生産 用設備	26,577	4,788	894	30,056	45,140 (1,458)	1,006	108,462	8 (1)
(株)ケイズクラフト (岐阜県多治見市)	タイル・ 石材加工 販売事業	本社機 能、生産 用設備	8,441	1,025	—	—	—	—	9,466	5 (1)
(株)ノベルストーン ジャパン (岐阜県多治見市)	建材卸売 事業	本社機 能、営業 所	0	0	0	—	—	—	0	8 (3)
(株)ネット (愛知県春日井市)	電気通信 工事事業	本社機 能、工事 用設備	—	830	1,429	—	—	—	2,259	14 (—)
(株)トライ (愛知県春日井市)	電気通信 工事事業	本社機 能、工事 用設備	10,722	25,348	0	1,104	—	—	37,175	45 (—)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均雇用人員を () 外数で記載しています。

(3) 在外子会社

該当する会社はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (平成30年8月31日)	公表日現在発行数(株) (平成30年11月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	839,700	279,900	279,900	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,119,600	839,700	279,900	279,900	—	—

(注1) 平成29年11月27日開催の定時株主総会決議により、同日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は5,572株減少し、10,428株となっております。

(注2) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式1株及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。これにより普通株式及び種類株式を合わせた発行可能株式総数及び発行済株式総数はそれぞれ1,032,372株、277,101株増加しております。なお、平成30年4月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更が行われ、種類株式19,200株は普通株式19,200株に変更しております。これに伴い、普通株式の発行可能株式総数及び発行済株式総数はそれぞれ19,200株増加しております。

(注3) 平成29年12月7日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(注4) 平成30年4月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は76,800株増加し、1,119,600株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（平成27年8月10日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成30年8月31日)	公表日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年9月1日 至平成37年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p>	<p>同左</p>

	<p>組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で株式1株を100株式に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（平成27年12月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成30年8月31日)	公表日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	250(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年1月1日 至 平成39年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会	同左

	<p>社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で株式1株を100株式に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（平成28年11月29日定時株主総会決議、平成29年3月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成30年8月31日)	公表日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	200(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成31年4月18日 至 平成39年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400(注4) 資本組入額 1,200(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日とし 	同左

	<p>てDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限について</p>	同左

	<p>は、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で株式1株を100株式に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権者等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年12月7日 (注1)	種類株式 192	普通株式 2,607 種類株式 192	20,000	40,000	8,800	181,331
平成29年12月7日 (注2)	普通株式 258,093 種類株式 19,008	普通株式 260,700 種類株式 19,200	—	40,000	—	181,331
平成30年4月3日 (注3)	普通株式 19,200 種類株式 △19,200	普通株式 279,900	—	40,000	—	181,331

(注1) 名古屋中小企業投資育成㈱との総数引受契約による募集株式の発行に伴う増加であります。

(注2) 平成29年11月27日開催の取締役会決議により、平成29年12月7日付で普通株式及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。

(注3) 種類株式19,200株(100分割後)は第1種優先株式でありましたが、平成30年4月3日開催の臨時株主総会決議により、全数普通株式に変更しております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	6	—	—	43	49	—
所有株式数(単元)	—	—	—	302	—	—	2,497	2,799	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	10.8	—	—	89.2	100	—

(注) 自己株式19,200株(192単元)は「個人その他」に含めております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く） の総数に対する 所有株式数の割合（%）
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	29.65
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	17.11
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.98
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	7.36
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.87
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.75
加藤 勝	岐阜県多治見市	7,000	2.69
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.38
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.61
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	4,000	1.53
亀井 宏明	岐阜県多治見市	4,000	1.53
計	—	222,800	85.46

(注) 上記の他、自己株式が 19,200 株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 19,200	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 260,700	2,607	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	279,900	—	—
総株主の議決権	—	2,607	—

②【自己株式等】

平成30年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株ひかりホールデ ィングス	岐阜県多治見市笠原 町 2841-1	19,200	—	19,200	6.86
計	—	19,200	—	19,200	6.86

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第 155 条第 13 号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	19,200	28,925

(注) 連結子会社からの現物分配により取得したものであります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行 った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	19,200	—	19,200	—

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間及び期末に剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図り

ながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成28年8月	平成29年8月	平成30年8月
最高(円)	—	—	2,400
最低(円)	—	—	2,400

(注) 当社は、平成30年5月16日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場いたしました。最高・最低株価は同市場における取引価格であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	—	—	2,400	—	—	—
最低(円)	—	—	2,400	—	—	—

(注1) 当社は、平成30年5月16日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場いたしました。したがって、平成30年3月及び4月時点において当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

(注2) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注3) 平成30年6月から8月までにおいては売買実績がありません。

5【役員状況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	倉地 猛	昭和44年12月1日生	昭和63年4月 協和建材㈱入社 平成5年4月 倉地タイル商会入社 平成13年9月 (株)ひかり工芸取締役就任 平成16年11月 (株)ひかり工芸代表取締役就任 平成20年11月 (株)ノベルストーンジャパン代表取締役就任 平成23年1月 (株)ネット代表取締役就任(現在は取締役) 平成27年9月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成28年3月 (株)トライ取締役就任(現任) 平成30年5月 (株)ノベルストーンジャパン代表取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	17,900
取締役	専務	倉地 太	昭和46年10月8日生	平成2年4月 倉地タイル商会入社 平成13年9月 (株)ひかり工芸取締役就任 平成16年11月 (株)ひかり工芸専務取締役就任 平成27年9月 当社専務取締役就任(現任) 平成29年11月 (株)ひかり工芸代表取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	44,600
取締役	—	西尾 泰徳	昭和46年8月11日生	平成7年4月 (株)山弘タイル入社 平成11年3月 (株)コーワ入社 平成17年3月 (株)オザワモザイクワークス入社 平成19年6月 (株)サボインターナショナル入社 平成22年6月 (株)ケイズクラフト入社 平成22年7月 (株)ひかり工芸入社 平成27年9月 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	加藤 智裕	昭和52年8月18日生	平成8年4月 (有)ケイズクラフト入社 平成23年1月 (株)ケイズクラフト入社、代表取締役就任(現任) 平成27年9月 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	加藤 勝	昭和45年9月1日生	平成元年4月 (有)松田薬品入社 平成4年2月 (株)フォンテーヌ入社 平成7年8月 (株)トライ入社 平成16年2月 (株)トライ取締役就任 平成25年3月 (株)トライ代表取締役就任(現任) 平成27年9月 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	7,000
取締役	—	松岡 哲治	昭和46年4月26日生	平成2年4月 (株)大阪有線放送社(現株USEN)入社 平成6年5月 (株)スプラッシュ入社 平成10年11月 (株)トライ入社 平成24年3月 (株)トライ取締役就任 平成27年9月 当社取締役就任(現任) 平成29年3月 (株)ネット代表取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	—
監査役	—	岩田 修一	昭和45年4月28日生	平成11年4月 弁護士登録、高橋正蔵法律事務所入所 平成16年4月 岩田法律事務所設立、代表就任(現任) 平成26年6月 (株)ひかり工芸監査役就任 平成27年9月 当社監査役就任(現任)	(注)2	(注)3	3,200
計							72,700

(注1) 取締役の任期は、平成29年8月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(注2) 監査役の任期は、平成29年8月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

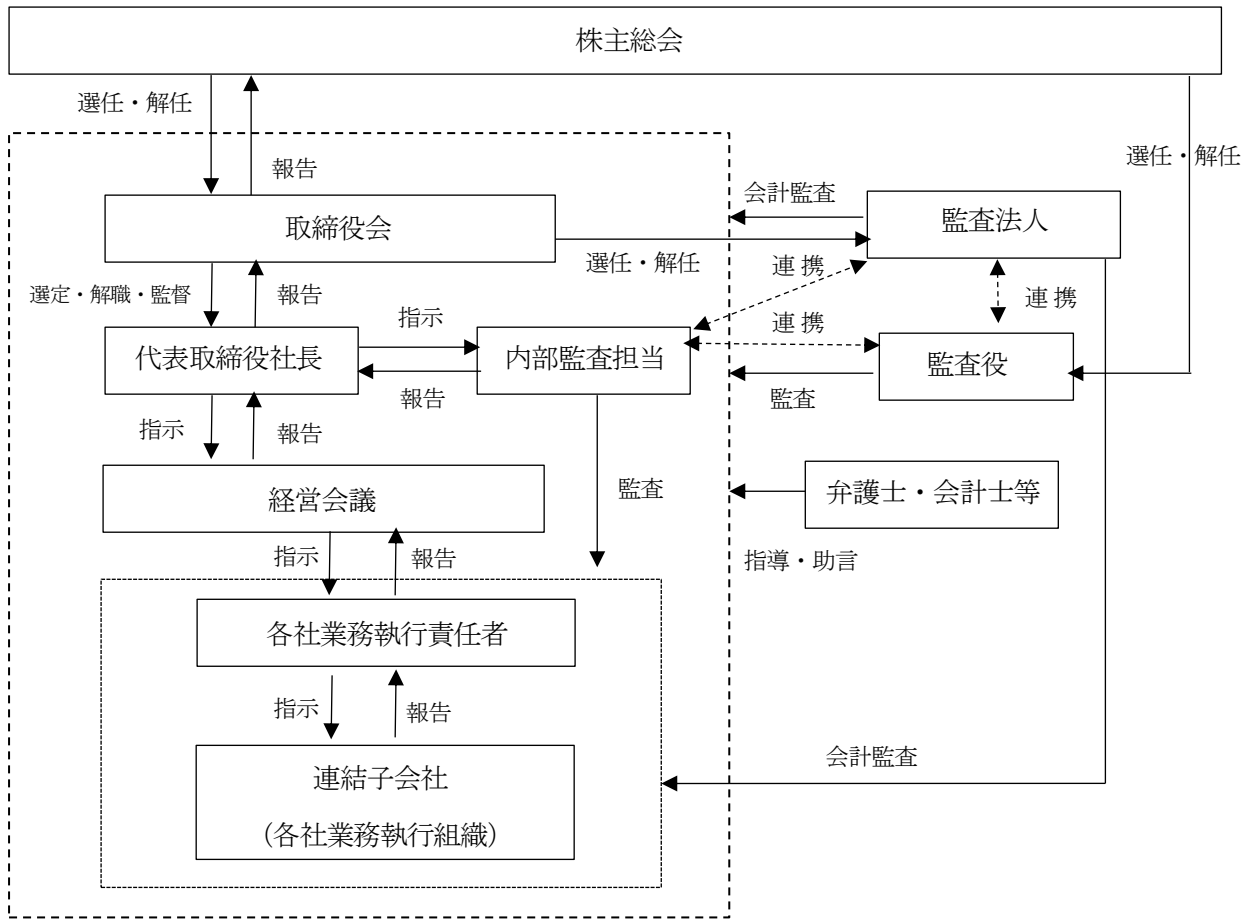
(注3) 平成30年8月期における役員報酬の総額は73,184千円を支給しております。

(注4) 岩田修一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注5) 倉地太氏は倉地猛氏の弟であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取

締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお平成 30 年 8 月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 8 名その他 4 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。次に管理部の監査は、代表取締役社長が実施する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行なっております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は 1 名を選任しております。

社外監査役岩田修一氏は、当社との間には人的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を選任しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的に検討してまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	70,544	70,544	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	2,640	2,640	—	—	1

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は 10 名以内、監査役は 3 名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	8,400	—	9,000	—
計	8,400	—	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当連結会計年度(平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 29 年 8 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 30 年 8 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	362,199	365,479
受取手形及び売掛金	※ 3 78,336	※ 3 70,015
完成工事未収入金	69,289	101,201
商品及び製品	63,254	64,429
未成工事支出金	3,520	4,329
原材料及び貯蔵品	4,565	4,017
前渡金	16,852	17,848
1年内回収予定の役員又は従業員に対する長期貸付金	16,180	—
未収入金	5,949	6,069
未収還付法人税等	595	1,973
未収消費税等	2,008	—
繰延税金資産	1,260	15,594
その他	15,259	19,744
貸倒引当金	△834	△550
流動資産合計	638,436	670,151
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 2 58,710	※ 2 45,740
機械装置及び運搬具（純額）	42,109	31,992
工具、器具及び備品（純額）	1,849	2,521
土地	※ 2 52,160	※ 2 45,140
リース資産（純額）	35,471	31,160
建設仮勘定	—	1,006
有形固定資産合計	※ 1 190,301	※ 1 157,561
無形固定資産		
ソフトウェア	773	535
その他	229	229
無形固定資産合計	1,002	764
投資その他の資産		
役員又は従業員に対する長期貸付金	2,630	2,930
保険積立金	34,966	36,368
繰延税金資産	1,088	—
その他	11,229	13,940
貸倒引当金	△3,015	△3,315
投資その他の資産合計	46,898	49,922
固定資産合計	238,202	208,248
資産合計	876,638	878,400

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成 29 年 8 月 31 日)		当連結会計年度 (平成 30 年 8 月 31 日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		21,388		25,705
工事未払金		20,664		31,266
短期借入金		37,012		20,000
1年内返済予定の長期借入金	※2	110,358	※2	116,718
リース債務		8,161		7,814
未払金		37,628		81,249
未払費用		37,293		31,018
未払法人税等		5,421		11,524
未払消費税等		8,020		17,583
前受金		24,561		18,983
賞与引当金		3,023		3,754
その他		1,349		3,000
流動負債合計		314,882		368,619
固定負債				
長期借入金	※2	356,866	※2	339,637
リース債務		29,321		24,971
長期未払金		16,928		10,445
固定負債合計		403,115		375,053
負債合計		717,998		743,672
純資産の部				
株主資本				
資本金		20,000		40,000
資本剰余金		172,531		181,331
利益剰余金		△8,322		△61,036
自己株式		△28,925		△28,925
株主資本合計		155,283		131,370
新株予約権		937		937
非支配株主持分		2,420		2,420
純資産合計		158,640		134,727
負債純資産合計		876,638		878,400

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)		(自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)	
売上高		1,419,198		1,681,480
売上原価	※1	1,036,462	※1	1,223,138
売上総利益		382,735		458,341
販売費及び一般管理費				
給料及び賞与		66,327		70,991
役員報酬		77,903		77,984
賞与引当金繰入額		632		612
法定福利費		20,255		20,208
運送費及び保管費		19,486		22,501
賃借料		31,998		34,625
保険料		26,522		22,343
旅費交通費		22,962		23,121
減価償却費		8,254		12,085
貸倒引当金繰入額		—		16
その他		141,317		161,783
販売費及び一般管理費計		415,661		446,271
営業利益又は営業損失 (△)		△32,925		12,069
営業外収益				
受取利息及び配当金		356		60
貸倒引当金戻入額		2,321		—
その他		16,432		9,197
営業外収益合計		19,110		9,258
営業外費用				
支払利息		10,663		10,551
上場関連費用		—		15,918
その他		347		1,596
営業外費用合計		11,010		28,066
経常損失 (△)		△24,826		△6,739
特別利益				
固定資産売却益	※2	257	※2	536
保険積立金解約益		38,430		25,752
特別利益合計		38,687		26,288
特別損失				
固定資産処分損		—	※3	6,270
減損損失		—	※4	19,682
災害による損失		—	※5	9,513
役員退職慰労金		—		36,820
特別損失合計		—		72,286
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)		13,861		△52,736
法人税、住民税及び事業税		21,093		19,367
法人税等還付税額		—		△6,365
法人税等調整額		104		△13,245
法人税等合計		21,197		△243
当期純損失 (△)		△7,335		△52,493
非支配株主に帰属する当期純利益		220		220
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△7,555		△52,713

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)
当期純損失 (△)	△7,335	△52,493
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
包括利益	△7,335	△52,493
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△7,555	△52,713
非支配株主に係る包括利益	220	220

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	20,000	172,531	△767	△28,925	162,838	937	2,420	166,196
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△7,555		△7,555			△7,555
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—	—	—
当期変動額合計	—	—	△7,555	—	△7,555	—	—	△7,555
当期末残高	20,000	172,531	△8,322	△28,925	155,283	937	2,420	158,640

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	20,000	172,531	△8,322	△28,925	155,283	937	2,420	158,640
当期変動額								
新株の発行	20,000	8,800			28,800			28,800
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△52,713		△52,713			△52,713
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—	—	—
当期変動額合計	20,000	8,800	△52,713	—	△23,913	—	—	△23,913
当期末残高	40,000	181,331	△61,036	△28,925	131,370	937	2,420	134,727

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)		(自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	13,861		△52,736	
減価償却費	21,119		33,976	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,321		16	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,298		731	
受取利息及び受取配当金	△357		△60	
支払利息	10,663		10,551	
保険積立金解約益	△38,430		△25,752	
固定資産処分損	—		6,270	
災害による損失	—		9,513	
減損損失	—		19,682	
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,428		△23,647	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,223		△2,811	
仕入債務の増減額 (△は減少)	889		14,918	
未払金の増減額 (△は減少)	16,502		44,872	
未払費用の増減額 (△は減少)	7,339		△6,275	
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△9,842		9,563	
その他	9,948		77	
小計	17,017		38,889	
利息及び配当金の受取額	357		60	
利息の支払額	△10,476		△10,971	
法人税等の支払額	△23,373		△13,226	
法人税等の還付額	—		4,986	
災害損失の支払額	—		△4,497	
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,475		15,240	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
役員又は従業員に対する長期貸付けによる支出	△1,800		△20,000	
役員又は従業員に対する長期貸付金の回収による収入	20,000		36,310	
有形固定資産の取得による支出	△48,616		△28,898	
保険積立金の積立による支出	△8,708		△10,326	
保険積立金の解約による収入	40,957		32,954	
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△199		—	
その他	△4,960		△4,920	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,327		5,119	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入	—		20,000	
短期借入金の返済による支出	△39,909		△37,012	
長期借入れによる収入	230,000		207,000	
長期借入金の返済による支出	△149,422		△217,869	
リース債務の返済による支出	△8,665		△9,570	
長期未払金の返済による支出	△4,607		△7,734	
新株の発行による収入	—		28,800	
非支配株主への配当金の支払額	△220		—	
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,176		△16,386	
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	6		16	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,379		3,989	
現金及び現金同等物の期首残高	352,657		360,037	
現金及び現金同等物の期末残高	※ 360,037		※ 364,027	

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ノベルストーンジャパン、(株)ネット、(株)トライ、(株)ストーンフリー

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は連結決算日（8月31日）と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

(イ) 商品及び製品、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度分に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準：当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる事項

消費税の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5ステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するに伴って認識する。

(2) 適用予定日

平成34年8月期の期首より適用予定であります

(3) 当該会計基準等の摘要による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、当連結財務諸表作成時点において評価中であります。

2. 税効果に係る会計基準の適用指針等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、当連結財務諸表作成において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	190,774千円	241,477千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
建物及び構築物 (純額)	20,541千円	11,771千円
土地	52,160	38,240
合計	72,701	50,011

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	20,652千円	19,980千円
長期借入金	137,005	115,111
合計	157,657	135,091

3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
受取手形割引高	16,256千円	34,632千円

(連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
棚卸資産評価損	1,443千円	4,001千円

※2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
機械装置及び運搬具	257千円	536千円

※3 固定資産処分損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
土地	一千円	6,270千円

※4 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都品川区他	建材卸売事業資産	建物及び構築物	19,409
		工具、器具及び備品	272
		合計	19,682

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、資産についてはタイル・石材加工販売事業資産、建材卸売事業資産、電機通信工事業資産及び遊休資産等にグルーピングしております。当連結会計年度において、建材卸売事業資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、零として算定しております。

※5 災害による損失

平成30年3月28日に当社の連結子会社である株式会社ひかり工芸の社員寮(岐阜県多治見市)において火災が発生いたしました。災害による損失の主な内訳は、建物及び構築物(純額)の損失5,015千円、解体・撤去費用1,980千円、火災見舞金2,358千円等であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,607	—	—	2,607
合計	2,607	—	—	2,607
自己株式				
普通株式	192	—	—	192
合計	192	—	—	192

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	1,769	—	—	1,769	937
	第3回新株予約権	普通株式	250	—	—	250	—
	第4回新株予約権 (注1)	普通株式	—	200	—	200	—
	合計	—	2,019	200	—	2,219	937

(注1) 第4回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。なお、権利行使期間の初日は到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	2,607	277,293	—	279,900
種類株式(注2、注3)	—	19,200	19,200	—
合計	2,607	296,493	19,200	279,900
自己株式				
普通株式(注4)	192	19,008	—	19,200
合計	192	19,008	—	19,200

(注1) 発行済株式(普通株式)の当連結会計年度増加株式数は、株式分割(100分割)による増加258,093株及び種類株式から普通株式への転換19,200株です。

(注2) 発行済株式(種類株式)の当連結会計年度増加株式数は、新株発行192株及び株式分割(100分割)による増加19,008株です。

(注3) 発行済株式(種類株式)の当連結会計年度減少株式数は、普通株式への転換19,200株です。

(注4) 自己株式(普通株式)の当連結会計年度増加株式数は、株式分割(100分割)による増加19,008株です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	1,769	175,131	—	176,900	937
	第3回新株予約権	普通株式	250	24,750	—	25,000	—
	第4回新株予約権 (注1)	普通株式	200	19,800	—	20,000	—
	合計	—	2,219	219,681	—	221,900	937

(注1) 権利行使期間の初日は到来しておりません。

(注2) 第1回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の当連結会計年度増加数は株式分割(100分割)によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
現金及び預金勘定	362,199千円	365,479千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,162	△1,452
現金及び現金同等物	360,037	364,027

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

② 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（平成29年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	362,199	362,199	—
(2) 受取手形及び売掛金	78,336	78,336	—
(3) 完成工事未収入金	69,289	69,289	—
(4) 役員又は従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	18,810	18,631	△178
資産計	528,635	528,457	△178
(1) 買掛金	21,388	21,388	—
(2) 工事未払金	20,664	20,664	—
(3) 短期借入金	37,012	37,012	—
(4) 未払金	36,377	36,377	—
(5) 未払法人税等	5,421	5,421	—
(6) 未払消費税等	8,020	8,020	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	467,224	463,480	△3,743
(8) リース債務（1年内返済予定を含む）	37,482	38,065	582
(9) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	22,158	19,852	△2,305
負債計	655,748	650,282	△5,465

当連結会計年度（平成30年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	365,479	365,479	—
(2) 受取手形及び売掛金	70,015	70,015	—
(3) 完成工事未収入金	101,201	101,201	—
(4) 役員又は従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	2,930	2,930	—
資産計	539,626	539,626	—
(1) 買掛金	25,705	25,705	—
(2) 工事未払金	31,266	31,266	—
(3) 短期借入金	20,000	20,000	—
(4) 未払金	81,249	81,249	—
(5) 未払法人税等	11,524	11,524	—
(6) 未払消費税等	17,583	17,583	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	456,355	453,240	△3,114
(8) リース債務（1年内返済予定を含む）	32,786	28,109	△4,677
(9) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	13,313	12,936	△377
負債計	689,784	681,615	△8,168

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 役員又は従業員に対する長期貸付金

一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）、(8) リース債務（1年内返済予定を含む）、(9) 長期未払金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	362,199	—	—	—
売掛金	78,336	—	—	—
完成工事未収入金	69,289	—	—	—
役員又は従業員に対する長期貸付金(1年内回収予定を含む)	16,180	1,200	1,430	—
合計	526,005	1,200	1,430	—

当連結会計年度(平成30年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	365,479	—	—	—
受取手形及び売掛金	70,015	—	—	—
完成工事未収入金	101,201	—	—	—
役員又は従業員に対する長期貸付金(1年内回収予定を含む)	—	—	2,930	—
合計	536,696	—	2,930	—

(注3) 長期借入金、社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成29年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	37,012	—	—	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	110,358	100,491	81,071	68,493	40,515	66,296
リース債務(1年内返済予定を含む)	8,161	7,606	6,905	5,275	3,172	6,361
長期未払金(1年内返済予定を含む)	5,229	4,296	5,671	2,701	4,260	—
合計	160,761	112,393	93,647	76,469	47,947	72,657

当連結会計年度(平成30年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	20,000	—	—	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	116,718	109,288	84,282	60,445	35,670	49,952
リース債務(1年内返済予定を含む)	7,814	12,160	4,800	3,754	2,455	1,800
長期未払金(1年内返済予定を含む)	2,868	3,558	2,062	1,934	2,759	130
合計	147,400	125,007	91,144	66,134	40,885	51,882

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 その他 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株 (注2)	普通株式 25,000株 (注2)	普通株式 20,000株 (注2)
付与日	平成27年9月1日	平成27年9月1日	平成29年4月16日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左
権利行使期間	自 平成27年9月1日 至 平成37年8月3日	自 平成30年1月1日 至 平成39年12月31日	自 平成31年4月18日 至 平成39年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 平成29年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	25,000	—
付与	—	—	20,000
失効	—	—	—
権利確定	—	25,000	—
未確定残	—	—	20,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	176,900	—	—
権利確定	—	25,000	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	176,900	25,000	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（円）	368	368	2,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注1）平成29年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	406千円	1,042千円
貸倒引当金繰入限度超過額	6,353	—
賞与引当金	1,079	1,468
ゴルフ会員権評価損	2,363	—
未実現固定資産売却益	1,088	—
繰越欠損金	19,265	41,977
減損損失	—	6,838
その他	2,707	1,707
繰延税金資産小計	33,264	53,034
評価性引当額	△30,915	△37,440
繰延税金資産合計	2,348	15,594
繰延税金資産(負債)純額	2,348	15,594

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
法定実効税率	34.3%	税金等調整前当期純損失を
住民税均等割	8.2%	計上しているため、記載を
評価性引当額の増減	74.8%	省略しております。
過年度損益修正	36.2%	
その他	△0.5%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	152.9%	

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」の3つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
建材卸売事業	エクステリア関連商材の輸入仕入販売等
電気通信工事事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額
	タイル・ 石材加工 販売事業	建材卸売 事業	電気通信 工事事業	計				
売上高								
①外部顧客への 売上高	462,043	269,433	687,721	1,419,198	—	1,419,198	—	1,419,198
②セグメント間 の内部売上高又は 振替高	23,688	35,774	—	59,462	—	59,462	△59,462	—
計	485,731	305,208	687,721	1,478,661	—	1,478,661	△59,462	1,419,198
セグメント利益又は 損失(△) (注3)	△487	△31,480	△5,772	△37,739	1,979	△35,760	2,834	△32,925
セグメント資産	364,537	159,406	617,536	1,141,481	215,592	1,357,073	△480,434	876,638
セグメント負債	284,225	200,938	306,976	792,141	31,541	823,682	△105,684	717,998
その他の項目								
減価償却額	12,871	375	7,674	20,922	197	21,119	—	21,119

(注1) (注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益又は営業損失(△)と調整を行っています。

当連結会計年度（自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額
	タイル・ 石材加工 販売事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	計				
売上高								
①外部顧客への 売上高	505,063	334,920	841,496	1,681,480	—	1,681,480	—	1,681,480
②セグメント間 の内部売上高又 は振替高	20,982	40,758	—	61,741	—	61,741	△61,741	—
計	526,046	375,679	841,496	1,743,221	—	1,743,221	△61,741	1,681,480
セグメント利益又は 損失(△) (注3)	18,510	△39,216	26,373	5,667	1,200	6,867	5,201	12,069
セグメント資産	333,756	126,902	653,413	1,114,071	226,185	1,340,257	△461,856	878,400
セグメント負債	304,367	227,443	303,465	835,276	53,353	888,629	△144,956	743,672
その他の項目								
減価償却額	14,301	2,151	16,894	33,347	629	33,976	—	33,976

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益又は損失と調整を行なっています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年 9 月 1 日 至 平成29年 8 月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	建材卸売事業	電気通信工事業	合計
外部顧客への売上高	462,043	269,433	687,721	1,419,198

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
(株)シーテック	322,516	電気通信工事業
(株)アベルコ	191,569	タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	建材卸売事業	電気通信工事業	合計
外部顧客への売上高	505,063	334,920	841,496	1,681,480

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	329,108	電気通信工事業
(株)アベルコ	189,062	タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

	タイル・石材 加工販売事業	建材卸売事業	電気通信工事業	合計
減損損失	—	19,682	—	19,682

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）

前連結会計年度（自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主等	倉地 猛	—	—	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 6.4	債務 被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注3)	373,288	—	—
							割引手形に 対する債務 被保証 (注3)	16,256	—	—
						資金の 貸付	資金の貸付	194	役員又は従業員 に対する長期 貸付金	14,080
							資金の返済	20,000		

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引価格及び条件については、市場価格等を勘案し、交渉により決定しております。

(注3) 当社の借入債務及び割引手形に対し、倉地猛氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行なっておりません。

当連結会計年度（自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)
1株当たり純資産額	643円00銭	503円91銭
1株当たり当期純損失(△)	△31円29銭	△211円32銭

(注1) 平成29年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (平成 29 年 8 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 30 年 8 月 31 日)
純資産の部の合計額 (千円)	158,640	134,727
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,357	3,357
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	155,283	131,370
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	241,500	260,700

(注4) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 29 年 9 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△7,555	△52,713
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△7,555	△52,713
普通株式の期中平均株式数 (株)	241,500	249,443
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、平成30年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月1日付で株式会社セラミックワンの発行済株式100.0%を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容：(名称)株式会社セラミックワン、(事業内容)タイル工事業

(2) 企業結合を行った主な理由：

㈱セラミックワンは平成9年2月に設立され、タイル工事業を営んでおります。同社の高い技術力と当社の企画・設計力の相乗効果を発揮し、相互の収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。経営資源の最適化を図り、当該領域の事業拡大及び収益性の改善を促進してまいります。

(3) 企業結合日：平成30年11月1日

(4) 企業結合の法的形式：現金を対価とする株式の取得

(5) 企業結合後の名称：結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率：100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠：

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 18,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生要因、償却の方法及び償却期間

現時点で算定中であります。

5. 企業結合により受け入れた資産及び引き受けた負債

現時点で算定中であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	37,012	20,000	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	110,358	116,718	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	8,161	7,814	5.8	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	356,866	339,637	1.3	平成31年～平成38年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	29,321	24,971	5.8	平成31年～平成37年
その他の有利子負債 1年以内に支払予定の長期未払金	5,231	2,868	5.0	—
長期未払金(1年以内に支払予定のものを除く。)	16,927	10,445		
合計	563,877	522,454	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高、リース債務残高及び期末長期未払金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)及び長期未払金(1年以内に返済予定のものを含む)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	109,288	84,282	60,445	35,670
リース債務	12,160	4,800	3,754	2,455
長期未払金	3,558	2,062	1,934	2,759

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https:// h-holdings. jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月28日

株式会社ひかりホールディングス

取締役会 御中

監査法人 **コスモス**

代表社員 公認会計士 新開 智之 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ⑩

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の平成30年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年10月23日の取締役会において、株式会社セラミックワンの株式を100%取得することを決議し、平成30年11月1日に株式会社セラミックワンの株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。